

改正

昭和59年6月1日規程第13号
平成6年6月1日規程第2号
平成13年6月1日規程第2号
平成15年12月25日規程第8号
平成19年3月30日訓令第1号
平成20年8月21日訓令第5号
平成21年5月29日訓令第3号
平成24年4月24日訓令第2号
平成26年3月27日訓令第4号

鳥羽市建設工事等入札参加資格審査会規程

(目的)

第1条 この規程は、鳥羽市契約規則（平成26年規則第1号）第2条の規定に基づき、本市が執行する建設工事等に関し、請負業者の公正な選定について必要な事項を定め、建設工事等の適正な執行を図り、契約の履行を確保することを目的とする。

(設置)

第2条 市長は、前条の目的を達成するため、鳥羽市建設工事等入札参加資格審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(所掌事務)

第3条 審査会は、次に掲げる事項を審査する。

- (1) 入札参加業者の資格及び等級別格付に関する事。
- (2) 等級別格付に対応する発注額の基準設定に関する事。
- (3) 指名停止に係る指名停止期間の審議決定に関する事。
- (4) 設計金額500万円以上の工事の請負及び契約予定金額400万円以上の設計、測量、調査等委託契約に係る指名競争入札参加業者の選定に関する事。
- (5) 契約予定金額400万円以上の随意契約に係る相手方の選定に関する事。
- (6) 総合評価方式における入札方法の決定等に関する事。
- (7) その他入札及び契約に関する事。

(委員)

第4条 審査会は、7名の委員をもって組織し、委員は、次の職にある者をもって充てる。

副市長 企画財政課長 総務課長 農水商工課長 建設課長 水道課長 教育委員会総務課長

2 前項に掲げる者のほか、大規模工事発注の所属課長を加えることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審査会に会長及び副会長を置き、会長は副市長の職に、副会長は総務課長の職にある者をもって充てる。

2 会長は、会務を総括する。

3 会長に事故あるときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審査会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 審査会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審査会の議事審査は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長が決定する。

4 会長において、急施を要する案件で、審査会を開く暇がないと認めるときは、委員に回議して会議の審査に代えることができる。

5 審査会は、必要に応じ行うものとする。

6 会長は、審査会の審査結果を速やかに市長に報告しなければならない。

(庶務)

第7条 審査会の庶務は、総務課において行う。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、審査会の運営その他必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（昭和59年6月1日規程第13号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成6年6月1日規程第2号）

この規程は、平成6年6月1日から施行する。

附 則（平成13年6月1日規程第2号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年12月25日規程第8号）

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日訓令第1号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年8月21日訓令第5号）

この訓令は、平成20年8月21日から施行する。

附 則（平成21年5月29日訓令第3号）

この訓令は、平成21年7月1日から施行する。

附 則（平成24年4月24日訓令第2号）

この訓令は、平成24年5月1日から施行する。

附 則（平成26年3月27日訓令第4号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。